

令和元年6月7日公表

監査公表第4号（令和元年6月7日、県公報第10号登載）

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した「ソーシャルメディアの活用状況等について」の行政監査結果（平成31年3月18日30監総第895号）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年6月7日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
福岡県監査委員職務執行者	江藤秀之

福岡公委発641号  
平成31年4月18日

福岡県監査委員 藤山泰三殿  
同 行正晴實殿  
同 岩崎勇殿  
同 江藤秀之殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡県警察本部 (交通企画課・広報課)	運用ポリシーは、担当所属名や発信目的に加え、禁止事項や免責事項など周知すべき事項が記載されていることから、作成した運用ポリシーをアカウント内で明示していない機関については、早急に明示されたい。	当該アカウント内から直接運用ポリシーにリンクするURLを明示した。
	運用ポリシーを該当アカウント内に直接明示せず、ホームページに掲載されている「ソーシャルメディア一覧」のURLをリンク表示している機関があったが、この場合、閲覧者が複数の運用ポリシーの中から該当する運用ポリシーを探し出す必要があるため利便性が低下すること、また、操作を誤って他のアカウントの運用ポリシーを参照する懸念もあることから、明示方法について、改善されたい。	当該アカウント内から直接運用ポリシーにリンクするURLを明示した。
	当該アカウント内のホームページURLの記載は、公式アカウントであることを証明するための手段であることから、記載していない機関においては、速やかに記載されたい。	当該アカウント内に福岡県警察ホームページ内「福岡県警察ソーシャルメディア一覧」のURLを明示した。